

金融法務研究会報告書(11)

電子マネー法制

2005年9月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成16年度の研究成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—その1・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのII」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会（主査：岩原紳作東京大学大学院法学政治学研究科教授）と第2分科会（主査：能見善久東京大学大学院法学政治学研究科教授）とに分けて研究を続けている。

第1分科会では、平成11年度に「チェック・トランケーションにおける法律問題」を、平成12年度・13年度に「金融機関のグループ化と守秘義務」を、平成14年度上期に「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」を、平成14年度下期から平成15年度にかけて「社債管理会社の法的問題」をそれぞれテーマとして取り上げ、報告書を発表している。同分科会では、平成16年度は「電子マネー法制」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果が本報告書である。なお、同分科会では、引き続き平成17年度は、「金融グループの組織再編とコーポレート・ガバナンス」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

本報告書では、第1章で「電子マネー法制のあり方（総論）」（前田庸担当）、第2章で「電子マネー懇談会における整理について」（神田秀樹担当）、第3章で「電子マネーに関する規制についての欧米の動向」（森下哲朗担当）、第4章で「電子マネーの規制—規制すべき電子マネーの範囲と電子マネーの定義」（前田重行担当）および第5章で「電子マネーに関する規制の在り方」（岩原紳作担当）を取り上げている。

なお、今回の研究会では、最後の締めくくりとして、本年3月1日に金融調査研究会（座長：貝塚啓明中央大学教授）と合同で、「電子マネーの経済と法制」と題するコンファレンスを開催した。そこには、いろいろな分野の方が多数参加され、多くの有益なご発言をいただいた。また、同コンファレンスでは、当研究会報告への討論者として、金融調査研究会第1グループ研究員である東京大学柳川範之助教授に極めて示唆に富むご指摘をいただいた。これらの方々に心から御礼申しあげたい（このコンファレンスの内容については、「金融」2005年4月号をご参照いただきたい）。

電子マネーについては、銀行にも付随業務としてその発行が認められており、銀行業界のご関心も深いものと考えられる。本報告書が電子マネー発行をめぐるいろいろな問題点の審議または解決に当たって、少しでもお役に立てれば望外の幸せである。

なお、本研究会には、銀行の企画分野および法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとして参加いただいていた。また、事務局を全国銀行協会金融調査部にお願いしている。

最後に、本報告書の作成にあたって尽力を惜しまれなかったオブザーバーおよび事務局の方々に心から御礼を申し上げたい。

平成17年9月

金融法務研究会座長

前田 庸

目 次

第1章 電子マネー法制のあり方（総論）（前田 庸）	1
1 「電子マネー」という言葉について	
－附・前払式支払手段という言葉について－	1
(1) 電磁的方法・貨幣と類似の機能	1
(2) 前払式支払手段という言葉について	
－ポイント・カード等との関係－	2
2 汎用性および換金性について	2
3 為替取引との関係等について	3
4 ポイント・カード等との関係について	4
5 利用者保護制度について	4
6 立法形式について	5
第2章 電子マネー懇談会における整理について（神田秀樹）	6
1 はじめに	6
2 電子マネー懇談会でのアプローチ	6
(1) 制度整備に当たっての基本的な考え方	6
(2) 具体的な制度整備のあり方	8
3 電子マネーに関する業法上の論点	13
(1) 経緯	13
(2) 具体的な考え方	13
(3) 今後の方針	15
4 外為法改正における電子マネーの定義	16
第3章 電子マネーに関する規制についての欧米の動向（森下哲朗）	18

1	はじめに	18
2	アメリカ	18
	(1) アメリカにおける電子マネー規制の基本的立場	18
	(2) 関連する現行法制と関係監督当局	19
	(3) 規制の必要性を巡る議論	21
3	ヨーロッパ	23
	(1) 欧州における電子マネー規制に関する流れ	23
	(2) EC電子マネー指令	29
	(3) いくつかの付随的論点	39
	(4) ヨーロッパ型規制と日本型規制	40
4	終わりに	42

第4章 電子マネーの規制

	—規制すべき電子マネーの範囲と電子マネーの定義— (前田重行)	48
1	総説	48
2	電子マネーに対するEUおよびその加盟国における規制	51
	(1) 緒論	51
	(2) EU指令による規制	51
	(3) ドイツ	53
	(4) イギリス	54
3	電子マネーの定義	55
4	電子マネーの規制範囲	59
5	規制方法(規制の形式)と規制内容	63
	(1) 規制の形式	63
	(2) 規制内容	63

第5章 電子マネーに関する規制の在り方(岩原紳作)

1	規制の必要性	68
2	前払式証票法見直し	70
	(1) 見直しの必要性	70
	(2) 「証票等」、「前払式証票」の定義	71
	(3) 規制対象者	72
	(4) 発行者の破綻に対する措置	73
	(5) 銀行が発行者である場合の特例	75
3	出資法、紙幣類似証券取締法、銀行法上の規制、通貨管理等との関係	76